

議案第 8 3 号

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、さつきヶ丘集会所を廃止し、さつきヶ丘防災センターを
設置することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例（昭和５４年大口町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「学習等共同利用施設」を「学習等共同利用施設等」に改める。

第３条第１項の表学共施設の部に次のように加える。

さつきケ丘防災センター	大口町さつきケ丘二丁目２５８番地
-------------	------------------

第３条第１項の表拠点施設の部さつきケ丘集会所の項を削り、同部下小口学習等共同利用施設の項の次に次のように加える。

さつきケ丘防災センター	大口町さつきケ丘二丁目２５８番地
-------------	------------------

附 則

この条例は、平成２６年２月１日から施行する。

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(趣旨)			(趣旨)		
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく大口町の <u>学習等共同利用施設等</u> （以下「学共施設」という。）の設置及び管理についての事項並びに地域自治活動の拠点となる施設として第3条に掲げる施設（以下「拠点施設」という。）の指定及び管理について必要な事項を定めるものとする。			第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく大口町の <u>学習等共同利用施設</u> （以下「学共施設」という。）の設置及び管理についての事項並びに地域自治活動の拠点となる施設として第3条に掲げる施設（以下「拠点施設」という。）の指定及び管理について必要な事項を定めるものとする。		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第3条 学共施設及び拠点施設（以下「学共施設等」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。			第3条 学共施設及び拠点施設（以下「学共施設等」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
学共施設	秋田学習等共同利用施設	大口町秋田一丁目174番地1	学共施設	秋田学習等共同利用施設	大口町秋田一丁目174番地1
	豊田学習等共同利用施設	大口町堀尾跡二丁目22番地		豊田学習等共同利用施設	大口町堀尾跡二丁目22番地
	大屋敷学習等共同利用施設	大口町大屋敷二丁目48番地1		大屋敷学習等共同利用施設	大口町大屋敷二丁目48番地1
	外坪学習等共同利用施設	大口町外坪一丁目70番地		外坪学習等共同利用施設	大口町外坪一丁目70番地
	河北学習等供用施設	大口町河北二丁目328番地		河北学習等供用施設	大口町河北二丁目328番地
	二ツ屋学習等共同利用施設	大口町二ツ屋二丁目68番地		二ツ屋学習等共同利用施設	大口町二ツ屋二丁目68番地
	余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目153番地		余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目153番地
	上小口学習等供用施設	大口町上小口一丁目250番地		上小口学習等供用施設	大口町上小口一丁目250番地
	下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目134番地		下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目134番地
	竹田学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目134番地		竹田学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目134番地
	<u>さつきヶ丘防災センター</u>	<u>大口町さつきヶ丘二丁目258番地</u>			

新			旧		
拠点施設	秋田学習等共同利用施設	大口町秋田一丁目 174番地1	拠点施設	秋田学習等共同利用施設	大口町秋田一丁目 174番地1
	豊田学習等共同利用施設	大口町堀尾跡二丁目 22番地		豊田学習等共同利用施設	大口町堀尾跡二丁目 22番地
	大屋敷学習等共同利用施設	大口町大屋敷二丁目 48番地1		大屋敷学習等共同利用施設	大口町大屋敷二丁目 48番地1
	外坪学習等共同利用施設	大口町外坪一丁目 70番地		外坪学習等共同利用施設	大口町外坪一丁目 70番地
	河北学習等供用施設	大口町河北二丁目 328番地		河北学習等供用施設	大口町河北二丁目 328番地
	余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目 153番地		余野学習等共同利用施設	大口町余野一丁目 153番地
	上小口学習等供用施設	大口町上小口一丁目 250番地		上小口学習等供用施設	大口町上小口一丁目 250番地
	中小口地区コミュニティセンター	大口町城屋敷一丁目 154番地		中小口地区コミュニティセンター	大口町城屋敷一丁目 154番地
	下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目 134番地		下小口学習等共同利用施設	大口町下小口一丁目 134番地
	さつきヶ丘防災センター	大口町さつきヶ丘 二丁目258番地		さつきヶ丘集会所	大口町さつきヶ丘 二丁目258番地
	大口住宅集会所	大口町垣田8番地		大口住宅集会所	大口町垣田8番地
2 略			2 略		

改 正 要 旨

1 改正の目的

さつきヶ丘集会所を廃止し、さつきヶ丘防災センターが設置されることに伴い、さつきヶ丘防災センターを地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく公の施設として設置及び管理をする必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

第1条関係（趣旨）

さつきヶ丘防災センターを、学習等共同利用施設と同じ取扱いとします。

第3条関係（名称及び位置）

さつきヶ丘防災センターの名称と位置を規定するとともに、地域の拠点施設として指定します。

3 施行期日

平成26年2月1日から施行します。